



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年10月23日水曜日 第49号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 654  
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 654  
 県統計調査の実施.....（労政雇用課）... 655  
 保案林予定森林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）... 655

#### 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通企画課）... 655

#### 公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 656

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
吉本循環器内科	今治市旭町1-3-6	吉本 光保	精神通院医療	令和元年10月1日
鳥生薬局	今治市土橋町1丁目9-2	菅野 克弘	精神通院医療（薬局）	令和元年9月1日
かみやま薬局	八幡浜市五反田1-55-1	榎池田や	精神通院医療（薬局）	令和元年10月1日
日本調剤今治薬局	今治市喜田村7丁目1番5号	日本調剤株式会社	精神通院医療（薬局）	令和元年10月1日
立花八丁薬局	今治市八町西五丁目1番21号	有限会社M E D I C	精神通院医療（薬局）	令和元年10月1日

### ○愛媛県告示第629号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社みらいケア	西条市小松町新屋敷甲3096番地40ジョイおれんじ1B	訪問看護ステーション陽だまり	西条市小松町新屋敷甲3096番地40ジョイおれんじ1B	精神通院医療	令和元年10月1日

### ○愛媛県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和元年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護24	四国中央市土居町土居348番地内	四国中央市土居町入野117番地 1	令和元年 9月2日

○愛媛県告示第631号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和元年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所の概要に関すること。
- (2) 企業としての意識に関すること。
- (3) 仕事と育児の両立支援に関すること。
- (4) 仕事と介護の両立支援に関すること。
- (5) 働き方改革等に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和元年10月1日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主

6 報告を求めるために用いる方法

調査票の郵送による自計方式

7 報告を求める期間

令和元年10月25日から同年11月25日までの間

○愛媛県告示第632号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市窪野町乙101、乙115番13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第633号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

東温市北方字醫王寺采乙257番10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月23日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（軽車両の乗車又は積載の制限） <b>第10条</b> 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各	（軽車両の乗車又は積載の制限） <b>第10条</b> 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各

号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ)・(エ) 省略

(オ) 三輪の自転車（三輪のうち二の車輪が並列に設けられているもの）に限り、幼児2人同乗用自転車を除く。）に、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(カ) 省略

(キ) 省略

イ 省略

(2)～(4) 省略

号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう\_\_\_\_\_。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ)・(エ) 省略

(オ) 省略

(カ) 省略

イ 省略

(2)～(4) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年10月23日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
コバルト60遠隔治療用密封線源 1式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年10月9日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込二丁目28番45号	76,489,600円	一般競争入札	令和元年8月27日